

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：チュニジア国シディサレム多目的ダム流域総合土砂  
管理事業準備調査

案件番号：19a00431

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年8月28日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年8月28日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：チュニジア国シディサレム多目的ダム流域総合土砂管理事業準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年11月 ～ 2021年2月

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

##### 【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年9月11日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年9月20日 12時

- (2) 提出方法：郵送又は持参  
 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
 見積書 正1部 写 1部  
 注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効  
 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
 プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 評価方法  
 1) 技術評価  
 「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内</u>	40%以下

容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。
--

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。
---

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。
--

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年10月9日(水) 14時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年10月18日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

#### 1) 競争参加者の名称

#### 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

#### 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

#### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

#### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

#### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務

従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### （３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな  
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知  
します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契  
約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示  
を行う場合があります。

### （４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から２週間以内に申込み頂  
ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、２週間を過ぎての申込  
みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情  
報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人  
との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウ  
ェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさ  
せていただきます。

### （１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、  
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めてい  
ること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法  
人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務  
諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項



プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交

涉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

チュニジア共和国（以下、「チュニジア」という。）は国土の半分が半乾燥地帯に位置し、チュニジア北部に位置する首都チュニスの年平均降水量は約 500mm（1991～2010 年。出典：農業・水資源・漁業省。世界平均は 970mm）と僅少である。また、チュニジアは、表流水と地下水を合わせ 4,800 百万 m<sup>3</sup>/年（出典：農業・水資源・漁業省）の水資源量を有するが、表流水の約 8 割が、当国唯一の河川であるメジェルダ川流域が位置するチュニジア北部に集中している。同川の中流にあるシディサレム・ダムは、1981 年に供用が開始され、流域面積約 1.8 万 km<sup>2</sup>、容量約 9.8 億 m<sup>3</sup> を擁し、利水供給（灌漑及び生活用水）、水力発電及び同地域の洪水調節に貢献する国内最大の多目的ダムである。

しかしながら、ダム上流から流れ込む土砂により、既にダムの計画堆砂容量が満砂しており、利水容量・洪水調節容量が減少している。今後も同ダム上流からの土砂の流入により年平均 6.6 百万 m<sup>3</sup> の土砂がダムに堆積することが見込まれている。また今後 10 年確率の洪水が数回発生した時点でシディサレム・ダムの利水容量及び洪水調節機能が失われるということが判明している。このような状況下、ダムにおける洪水調節機能の回復及び利水のための貯水容量の確保は喫緊の課題となっている。さらに、ダムに対して堆砂対策を実施する際には、ダムの下流に土砂及び洪水流を流す必要があるが、同ダムの下流河川の一部では流下能力が不足していることから、その対策を実施することが不可欠である。

本調査は、当該対策にかかる事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

シディサレム多目的ダム流域総合土砂管理事業

#### (2) 事業目的

本事業は、チュニジア北部に位置するシディサレム・ダム及び同ダムの下流地域において、排砂バイパスや土砂流入防止堤等を建設することにより、灌漑や生活用水等の利水及び洪水調節のための貯水容量の確保を図り、もって地域住民の生活の安定及び社会経済活動の向上に寄与することを目的とする。

#### (3) 事業内容

- ①土木工事（排砂バイパス，土砂流入防止施設，導流施設，浚渫，河道整備（河川改修、河道掘削等），橋梁の改築等）
- ②機材調達（テレメーター，濁度観測システム等）
- ③コンサルティング・サービス（詳細設計，調達支援，施工監理，堆砂対策等に係るキャパシティ・ビルディング）

#### (4) 対象地域

チュニジア北部（メジェルダ川流域）

(5) 関係官庁・機関  
農業・水資源・漁業省

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ① メジェルダ川総合流域水管理計画調査（技術協力：2006年～2009年）
- ② メジェルダ川に係る気候変動影響を考慮した統合流域管理・洪水対策検討調査（技術協力：2012年～2013年）
- ③ メジェルダ川洪水対策事業（円借款：103.98億円、2014年L/A調印、実施中）
- ④ メジェルダ川洪水対策事業にかかる案件実施促進調査（SAPI）（有償勘定技術支援：2017～2018年）

### 3. 業務の目的

本調査は、「メジェルダ川洪水対策事業にかかる案件実施促進調査（SAPI）」を踏まえ、メジェルダ川治水計画基本条件設定、シディサレム・ダム堆砂にかかる対策代替案を比較・検討、同ダム直下の河川（D1ゾーン）の治水対策の検討を行い、円借款事業の形成を念頭にフィージビリティを確認することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、チュニジア政府からの要請に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、発注者及び先方機関等に説明・協議の上、提出する。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本プロジェクトに対する円借款の審査を発注者が実施する際、その検討資料の一つとして用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の参考資料として取り扱われるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時、十分、当機構と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは異なる結論となる可能性があるに留意し、チュニジア側関係者に本業務の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

以下の項目については、結果の取りまとめに際して、当機構から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 事業概要
- ② 調達・施工方法
- ③ 事業費
- ④ 事業実施機関の実施体制・実施能力
- ⑤ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑥ 運用・効果指標、等

(3) 既存調査の活用

2017年～2018年にかけて、発注者は「メジェルダ川洪水対策事業にかかる案件実

施促進調査（SAPI）」を実施した。本調査にて検討する事業は、同調査にて提案された内容を踏まえて実施することから、同調査結果をよく理解・参照の上、本調査を実施すること。

（４）設計・積算の精度

本業務では、概略設計を実施する。

（５）「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（６）「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」（2012年4月）の参照

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」を参照し、円借款事業の調達に係る概要を十分に理解した上で調査を行う。

（７）「円借款事業に係る標準入札書類（Standard Request for Proposals under Japanese ODA Loans）」（2012年10月）の参照

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、「円借款事業に係る標準入札書類（Standard Request for Proposals under Japanese ODA Loans）」を参照し、円借款事業の入札に係る概要を十分に理解した上で調査を行う。

（８）工事の安全対策上の検討

「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」（2015年3月）及び「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014年9月）を参照し

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html)）、本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要作業用地の確保、仮設、交通規制、等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に借入国側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制、等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（９）環境社会配慮

環境社会配慮については、発注者の「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA ガイドライン」という。）に基づくものとする。

本事業は JICA ガイドラインに掲載されている、河川・砂防、橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼししやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しない為、カテゴリ「B」を見込むが、調査において改めてカテゴリ分類を確認する<sup>1</sup>。カテゴリ分類等については、発注者と十分に協議するものとする。

<sup>1</sup> カテゴリ-Bとはならなかった場合、本調査において必要となる環境社会配慮関連業務の範囲につ

調査においては以下の点に留意する。

- ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- チュニジアの環境社会配慮制度・組織の確認
- ・ 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準
- ・ JICA ガイドラインとの整合性
- ・ 関係機関の役割

#### （10）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては、発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めることとする。

（11）「紛争裁定委員会（Dispute Board）マニュアル」（2012年3年）の参照  
「紛争裁定委員会（Dispute Board）マニュアル」（2012年3年）を参照し、円借款事業の概要を十分に理解した上で調査を行う。

#### （12）気候変動対策

JICA 気候変動対策支援ツール

[http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)）を使用し、気候リスクを特定し、特定されたリスクが本事業により緩和されるのか分析するとともに、必要に応じ追加的なリスク対策を検討する。

#### （13）国内支援委員会の設置

本事業ではダム堆砂対策、河川整備、ダム操作・維持管理計画等に関する技術面に関し、外部有識者からの助言・意見を聴取するための国内支援委員会を設置する。調査期間中、委員会の委員長等と相談した結果、技術面に関し助言を仰ぐ必要があると判断した場合には同委員会を開催する。

## 6. 業務の内容<sup>2</sup>

### 【I. 事業の背景と必要性の確認】

過去の調査結果及びチュニジア側が提供するデータをもとに、以下の点を確認する。

1. 水資源セクターの開発の現状と課題
  - （1）チュニジア自然・社会概況（自然条件、社会経済状況、環境社会配慮）
  - （2）チュニジア水資源セクターの概況
  - （3）チュニジア全土の水資源セクターの現状・課題

---

いて、発注者・受注者の間で協議し、必要に応じ、契約変更を検討する。

<sup>2</sup> 上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

#### (4) 対象地域における水資源セクターの現状・課題

### 2. 水資源セクターの上位計画・関連法令

- (1) チュニジア全土の長期計画、開発政策
- (2) チュニジア全土の水資源整備方針・計画（優先順位・実態との整合性等を含む）
- (3) 対象地域の水資源整備方針・計画（優先順位・実態との整合性等を含む）
- (4) 上記計画等における本事業の位置付け

### 3. 他の援助機関の対応

他ドナーの支援状況を確認する。特に上流部分の開発調査を実施しているドイツ復興銀行（KfW）や2018年度に生じた洪水対策を行っている世界銀行等については、インタビューを行い、先方政府の支援方針、支援内容・対象地域、実績、過去案件からの効果、教訓、提言等を確認する。また今後の実施計画を確認する。

## 【Ⅱ. 事業概要】

### 1. 対象地域の現地調査及びその他調査の実施

対象地域であるシディサレム・ダム及びその周辺、並びにシディサレム・ダム直下流～ラルーシア・ダム区間の自然条件（水文・水理、河道特性、地形・地質、植生等）、社会条件（土地利用等）、堆砂の状況、既存構造物（橋梁等の横断工作物等）、周辺道路状況等を確認するために、以下の調査を実施する。併せて、シディサレム・ダムの水利用、ラルーシア・ダム、トビアス堰の諸元、運用実績などのデータ・情報収集も実施する。

- (1) メジェルダ川（シディサレム・ダム直下流～ラルーシア・ダム）の主要地点の状況確認（河道特性、流下能力、横断工作物等の把握）
- (2) シディサレム・ダム及びその周辺の自然・社会環境条件調査、気候変動による降水量および河口潮位の増減等の見通しに関する情報収集・整理
- (3) シディサレム・ダム上流域の土砂生産源調査
- (4) シディサレム・ダム堆砂対策及び下流河川洪水対策のための地質調査（メジェルダ川流域におけるボーリング調査、各種材料試験、原位置試験等の実施）
- (5) 地形測量（シディサレム・ダム直下流～ラルーシア・ダム）  
（橋梁等既設横断構造物（水管橋含む）の形状寸法測定を含む）
- (6) 河床材料調査（シディサレム・ダム貯水池～ラルーシア・ダム）
- (7) 土木構造物建設材料調査
- (8) 濁度調査（平常時、出水時；ダム貯水池内及びダム直下流）
- (9) 既存取水施設周辺堆砂状況調査
- (10) 橋梁等渡河構造物（水管橋含む）の歴史的価値の確認および健全度調査
- (11) 橋梁添架物（上下水道、通信、ガス等）の敷設状況の確認調査
- (12) メジェルダ川流域全体の地形調査

### 2. 事業計画の検討

#### (1) ダム堆砂対策検討

##### ① ダム最適運用の検討

SAPIで検討した堆砂状況並びに治水・利水の運用方法をレビューし、シディサレム・ダムの最適操作規則を検討する。

##### ② 貯水池土砂動態解析

洪水時の時間流量データを用いて 1 次元堆砂シミュレーションを行い、精度を確認したうえで、対策を実施しない場合のダム機能への影響を分析する。

また、規模の異なる 2 ケース程度の洪水発生時の流入濁水の挙動を 3 次元シミュレーションで再現する。

- ③ ダム堆砂対策計画の策定（流入抑制対策、排砂対策）を以下の観点から行う。
  - (ア) 対策目標の設定
  - (イ) 対策候補の抽出
  - (ウ) シミュレーションモデルを用いた対策の効果予測（1.（2）で想定される気候変動を考慮したケースを含む）
  - (エ) 優先対策の選定
  - (オ) 堆砂対策計画の策定

(2) ダム下流（D1 地域：シディサレム・ダム直下流～ラルーシア・ダム）河道改修計画の提案

① 流量配分検討

SAPI 業務で得られたシディサレム・ダムの最適運用方法に関する結果を踏まえて、D1 地域の最適な流量配分計画を検討する。

② 河道改修計画立案

D1 区間の現況河道の流下能力を不等流計算により確認し、10 年確率の洪水が安全に流下する河道計画（河道掘削・築堤及び護岸等）を立案する。また、河道改修によって影響を受ける橋梁・道路を確認し、施設毎の対策案を提案する。

③ 氾濫解析モデルの作成・解析の実施

SAPI 業務で算出された流出解析結果をもとに D1 地域の氾濫解析モデルを構築する。この解析モデルを用いて氾濫解析を実施し対策を実施した場合の対策効果を検証する。解析結果をチュニジア側に報告し、その内容について合意を得る。

④ 河床変動計算

D1～D2 区間を対象とした河床変動シミュレーションモデルを構築し、ダム堆砂対策の有無による将来の河床変動状況を予測、ダム堆砂対策後の下流河道の課題（維持管理方法等）について整理する。

⑤ 土砂対策検討

土流のシディサレム・ダムの堆砂対策を踏まえ、ラルーシア・ダムの操作変更、下流河道沈砂池等の土砂対策案を比較検討し、優先対策を提案する。

(3) 流域保全対策検討

① 生産土砂量の算定

現地調査で把握した流域全体の地質状況及び衛星画像解析により流域全体の土地利用や被覆を把握し、後背地からの表面侵食量を算定する。

② 土砂収支バランスの算定

シディサレム・ダム上流域に基準点を設定し、流域全体の土砂収支バランスを算定する。

③ 流域保全対策パイロット事業の計画立案

メジェルダ川、もしくはシディサレム・ダムに流入する小流域を対象に、土砂流出防止対策を検討し、流域保全計画を提案する。

④ 流域総合土砂管理計画

上記で検討したシディサレム・ダム堆砂対策、ダム下流土砂対策、流域保全対



策を取りまとめ、ダム操作管理も含めた総合土砂管理計画を提案する。

#### (4) 本邦技術の活用

上記2. (1)～(3)の検討にあたっては、日本が国際的に比較優位を有する先進的な技術、ノウハウ、価格、実績等を、本邦企業にもヒアリングした上で、本事業において当該技術等を活用することにより、十分な事業効果が期待できるものにつき検討・提案を行う。なお、検討にあたっては、他国等の工法との比較優位性や当該技術適用による他国等の工法適用による価格優位性（費用対効果）も検討する。

#### (5) 掘削土砂有効活用検討

堆砂対策や河道掘削の実施により発生する掘削土砂につき、畑地への散布、レンガや陶芸品、建設骨材への利用等、活用の可能性を検討する。

#### (6) 事業計画のオプション

- ① 上記2. (1)～(5)を踏まえ複数の事業計画（概定計画）を提案する。なお、施設計画の詳細は未定であるため、事業費・効果等は既存資料から概定する。
- ② 複数案について、チュニジア側の意向を踏まえ、費用・環境社会配慮・採用工法・維持管理面等において比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行う。
- ③ それに基づきチュニジア側と協議を行い、最適事業案を決定する。

### 【Ⅲ. 事業計画の策定】

上記Ⅱ. (6)で合意した事業計画をもとに、以下の事項を整理し、本体工事の参考資料（概略設計図、設計・施工・管理計画、調達計画、資金計画、その他環境（EIA等）やジェンダーに関する事項等に係る計画案）を作成する。

#### 1. 施設基本設計及び施工計画

整備対象とされた施設について、測量調査・地質調査結果に基づき施設基本設計（概略設計図、設備性能及び設計・施工・管理計画の作成、概略数量の計算等）を行う。また、日本製資材・機材の活用可能性についても確認する。なお、本事業に関連して工事段階で必要となる、建設ヤード、採石場、土取場、ベースキャンプ、仮設アクセス道路等の関連施設については、位置、規模等の概略を確定し、施工計画に盛り込むこととする。

なお、以下の点に留意して施設の基本設計を行う。

##### (1) ダムの堆砂対策

経済効果（貯水容量の確保による治水・利水効果）を算定し、費用対効果の観点から最適な堆砂対策を提案する。

##### (2) 河道改修計画設計

流出解析及び計画高水流量配分、河床変動計算結果を基にD1地区の洪水対策を立案し、最適な河道掘削・築堤形状及び護岸配置等に配慮する。また費用対効果の観点から最適な河道改修計画を提案する。

##### (3) 道路設計及び橋梁設計

シディサレム・ダム～ラルーシア・ダム間の既設道路・橋梁（7ヶ所）の現況及び河川改修に伴い必要となる対策を確認するとともに架橋位置周辺の道路計画を関係機関等に確認し、基本方針を検討する。検討の結果、架け替えが必要と判定された橋

梁を対象に、アプローチ区間の道路および橋梁の概略設計を行う<sup>3</sup>。橋梁設計では、地盤条件、河道条件等の設計・施工条件を踏まえ、最適な上部工形式、下部工・基礎工形式を提案する。アプローチ区間の道路設計では、道路種別に応じた幾何構造を満足する道路線形計画を行う。なお、水管橋等、道路橋以外の渡河構造物の架け替えが必要となる場合は別途検討する。

## 2. コンサルティング・サービスの内容

本体コンサルティング・サービスの M/M スケジュール、TOR 案を作成する。なお、コンサルタント TOR 案の作成にあたっては、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」（2012 年 4 月）に従うとともに、主に、詳細設計、調達支援、施工監理、非構造物対策にかかる支援等を業務内容に含めることを検討する。

また研修等が必要な場合は、下記Ⅲ. 14 に記載する技術協力等の連携も踏まえ検討する。

## 3. 調達・施工方法

本体工事及びコンサルティング・サービスに係る調達方法（パッケージ毎）、施工方法を検討する。

なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途発注者に提出する。

- (1) チュニジアにおける既存施設含む類似事業の調達事情
  - ① 一般土木工事の入札と契約に係る一般事情
  - ② 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ③ 現地施工業者の一般事情
- (2) 入札手法、契約条件の設定
  - ① 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等
- (3) コンサルタントの選定方法
- (4) 施工業者の選定方針
  - ① Pre-Qualification（以下、「PQ」という）条件の設定
  - ② PQ、本体入札一体化の検討
  - ③ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等

## 4. 事業資金計画

### (1) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として発注者へ提出すること。下記のうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

本体事業費

- ① 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ② 本体事業費に関する予備費
- ③ 建中金利（円借款部分のみ）
- ④ フロント・エンド・フィー（円借款部分のみ）

<sup>3</sup> 橋梁設計については、必要に応じ、ボーリング調査、地形測量を行った上で、地盤条件、河道条件等の設計・施工条件を踏まえた設計精度を求める可能性がある。この場合、必要となる追加業務について、発注者・受注者で協議し、必要に応じ契約変更を検討する。

⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

⑥ その他 1（融資非適格項目）

- ・ 用地補償等
- ・ 関税・税金
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 他機関建中金利

⑦ その他 2

- ・ 完成後の維持・管理費
- ・ 初期運転資金
- ・ 移転地整備に係る費用
- ・ 招聘費用、広報・啓発活動等に要する費用
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

（2）概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途発注者が提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット（Excel ファイル）の様式にて提出する（コスト積算支援ツールの動作環境は、32bit 版 Windows OS（7 以上）、32bit 版 Microsoft Office（2010 以上）を推奨。Macintosh は推奨しない。）。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

（3）準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

（4）積算総括表

積算総括表を、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照しつつ作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。

（5）コスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討の結果を別途発注者が指示する様式に取りまとめ、提出する。

（6）資金計画

円借款以外の事業費にかかる資金調達先を確認し纏める。

## 5. 事業実施スケジュールの検討

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（発注者の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA の承認や用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。また、当該時点での円借款プロジェクトサイクル（案）（事前通報、E/N 締結、L/A 調印）を併せて示すこととする。

## 6. 事業実施体制の検討

事業実施機関に関する下記の項目について整理し、本事業実施主体の構築等、実施体制について提案を行う。

- （1）組織概要（体制図、役割、職員数等）
- （2）財務状況（過年度収支、予算計画、ドナー資金等）
- （3）事業実施能力

## 7. 運営／維持・管理体制

運営／維持・管理機関に関する下記の項目について整理し、本事業の運営／維持・管理体制の構築等、運営／維持・管理体制について提案を行う。

- (1) 組織概要（体制図、役割、職員数等）
- (2) 財務状況（過年度収支、予算計画、ドナー資金等）
- (3) 運営／維持・管理実施能力

## 8. 環境社会配慮に係る調査

JICA ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からの確認を行い、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画の作成支援、チェックリストの作成支援を行う。主な調査項目は、以下のとおり。

- (1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認
- (2) 現状及び将来の環境関連法制度
  - ・ 環境社会配慮（EIA の実施、環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準（各種環境基準・排出基準、規制・河川法など）等
  - ・ JICA ガイドラインとの整合性
  - ・ 関係機関の役割
  - ・ 重要な環境社会配慮項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成
  - ・ 用地取得・非自発的住民移転の必要性・規模の確認

## 9. EIA 報告書作成支援

EIA 報告書の作成を支援するとともに、EIA 調査に基づき JICA 環境チェックリストをレビューする。必要に応じて環境社会配慮に関する公開住民協議の開催を支援すると共に、住民移転がある場合は住民移転計画の策定支援も行う。また、EIA 報告書に基づき、環境社会配慮モニタリングフォーム（案）を作成する。

## 10. 気候変動対策

「JICA Climate-FIT【適応】（6. 治水対策）」を参照の上、本事業対象地域の気候変動の影響に係るリスク評価と特定されたリスクが本事業によって緩和されるかどうかを検討する。

### 11. 貧困対策・貧困配慮

本事業において貧困対策・貧困配慮を行う必要等がある場合には提案を行い、事業実施体制等に組み入れる。

### 12. 参加型開発

本事業において参加型開発を行う必要等がある場合には提案を行い、事業実施体制等に組み入れる。

### 13. ジェンダー配慮

本事業においてジェンダー配慮を行う必要等がある場合には提案を行い、事業実施体制等に組み入れる。

### 14. 技術協力、他ドナー等との連携

#### (1) 本事業に附帯する技術支援の提案

本事業の効果最大化に向けた技術支援案を提案する。提案には、技術支援の内容、

スケジュール、対象機関、想定される我が国の技術協カスキーム（技術協カプロジェクト、本邦研修等）を含める。

## （２）他ドナー連携の可能性の検討

本事業との連携可能性が考えられる他ドナー連携案の具体的な計画、想定される連携先ドナーのスキーム概要、実施体制、実施にあたっての留意事項を整理・提案する。なお、提案にあたっては、関連ドナーと意見交換を行う。

## 【Ⅳ．事業効果の検討：定量的・定性的効果指標の算定】

### 1. 運用・効果指標

運用・効果指標（ベースライン及び事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する）を検討する。またそのインパクトも検討する。

### 2. 経済分析

EIRRの算出（算出にあたっては、発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠するとともに、発注者が確認できるように、算出過程をエクセルデータ等で確認できるようにしておくこと）、定性的効果の確認を行う。

### 3. 事業等のモニタリング実施主体、方法

上記Ⅳ．1にて提案した運用・効果指標のモニタリング実施主体・方法につき提案する。

## 【Ⅴ．事業実施・案件監理上の留意点の整理】

### 1. リスク管理シート（案）の作成

本事業の実施にあたって予想されるプロジェクトリスクについて洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階及び案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定及び対応策をまとめ、別途発注者が提供するリスク管理シートの様式にて作成する。仮にリスクが存在する場合は、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本調査でチュニジア政府と十分協議・確認する。

### 2. 事業実施にあたっての留意事項の整理

事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項をその原因と共に整理する。また、同留意点に対する対応策案を策定する。

## 【Ⅵ．日本への招へい】

ダム堆砂対策・管理に係るチュニジア側実施機関等を招へいし、チュニジアにおいても適用可能な本邦技術の紹介を行う。具体的には日本国内にて、関連省庁への表敬、日本の堆砂対策・管理がなされているダム視察や堆砂対策・管理に有効な技術を有する本邦企業への訪問・協議などを行う。人数は5～10名程度、7～10日間程度を想定している。招へい時期は、堆砂対策の工法が提案され、それを検討するにあたって参考となる時期が望ましい。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行

うものとする。<sup>4</sup>

1. 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2. 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

3. 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4. 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

5. 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6. 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7. 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

【VII. 国内支援委員会への支援】

1. 国内支援委員会の開催時期<sup>5</sup>

- ・ 開催時期については調査期間中、技術面に関し国内支援の委員会からの助言・意見を受けた方が良くと委員会の委員長、受注者、発注者にて判断した場合に開催する。

2. 国内支援委員会の運営事務等

- ・ 受注者は同委員会開催にあたり、案内、議事録作成等、運営事務を行うものとする。
- ・ また同委員会において、受注者から技術面や調査方針等について説明を行い、委員からの助言・意見を受け、発注者と協議のうえ、必要に応じて調査・事業計画に反映する。

---

<sup>4</sup> 本邦招へいに係る業務人月及び直接経費については、「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に示す定量及び定額にて見積書を作成してください。

<sup>5</sup> 本委員会は、インセプション検討会、インテリム検討会及び詳細スコープを検討する際の3回程度の開催を予定している。

- ・ なお、委員の出席に係る謝金や車代の支払い等は発注者にて行う。

### 3. 現地視察支援

- ・ 委員会において現地視察が必要だと判断された場合には、現地での視察スケジュールの作成や面談・視察のアレンジ等を行うものとする。
- ・ 但し、ホテル予約や車の手配、通訳の手配は発注者にて行うものとする。

## 【Ⅷ. 報告書の作成】

### 1. インセプション・レポートの作成

- (1) 調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- (2) インセプション・レポートを作成する。
- (3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、チュニジア側実施機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容につき合意を得る。

### 2. インテリム・レポートの作成・協議

上記Ⅰ～Ⅱの結果についてインテリム・レポートに取りまとめ、発注者及びチュニジア側に報告する。インテリム・レポートはドラフト・ファイナル・レポートと同様の項目を記載し、今後のドラフト・ファイナル・レポートを作成する上でのベースとする。

### 3. ドラフト・ファイナル・レポートの作成・内容確認

上記Ⅲ～Ⅵの結果についてドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、発注者関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### 4. ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

上記Ⅷ. 3で作成したドラフト・ファイナル・レポートをチュニジア側に説明し、内容を協議・合意する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書類

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5を成果品とする。

	報告書名	内容	提出時期	製本種別	部数 <sup>6</sup>
1	インセプション・レポート	調査概要、調査計画、調査実施体制	契約締結後3週間以内	簡易製本版	英文5部 仏文8部
2	インテリム・レポート	6. I～II. の調査結果	2020年6月		和文4部 英文5部 仏文8部
3	招へいに係るレポート	招へい概要、招へい結果	2020年9月		和文4部 英文5部

<sup>6</sup> 部数を変更する場合は、必要に応じ、直接経費の流用や契約変更を協議することとする。

					仏文 8 部
4	ドラフト・ファイナル・レポート	6. 調査結果	2020 年 12 月		和文 4 部 英文 5 部 仏文 8 部
5	ファイナル・レポート（含デジタル画像集・資料集、図面集）	最終報告	2021 年 1 月	製 本 版	和文 4 部 英文 5 部 仏文 8 部 CD-R2 枚

注 1) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで報告書の最初の部分に入れること。

注 2) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況（対象地域に土地収用などが発生しそうな場合）を収め、事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

### (3) その他の提出物

#### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議・検討依頼への対応等に係る議事録 (M/M) を作成し、発注者に速やかに（一週間程度を想定）提出する。JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：土砂管理を含む河川計画に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／流域総合土砂管理

➤ ダム堆砂対策計画／総合土砂管理

➤ 河川構造物設計・積算・施工計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／流域総合土砂管理）】

a) 類似業務経験の分野：土砂管理を含む河川計画に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：チュニジア国及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 ダム堆砂対策計画／総合土砂管理】

a) 類似業務経験の分野：総合土砂管理に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
  - c) 語学能力：評価せず
- 【業務従事者：担当分野 河川構造物設計・積算・施工計画】
- a) 類似業務経験の分野：河川構造物設計に係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：チュニジア国及び全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2019年11月より業務を開始し、2021年2月の終了を目処とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 56 人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／流域総合土砂管理（2号）
- ② 水理・水文解析
- ③ 地形・地質・地盤解析
- ④ 土砂解析
- ⑤ ダム堆砂対策計画／総合土砂管理（3号）
- ⑥ ダム堆砂対策計画／設計／施工計画
- ⑦ 流域保全管理
- ⑧ 氾濫解析
- ⑨ 機械設備
- ⑩ 河川構造物設計・積算・施工計画（3号）
- ⑪ 橋梁設計・積算・施工計画
- ⑫ 道路設計
- ⑬ 非構造物対策
- ⑭ 経済・財務分析／組織制度
- ⑮ 環境社会配慮

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 土砂生産源調査/貯水池材料調査
- ボーリング調査
- 河川・地形測量
- 河床材料調査
- 濁水調査
- 既存放流施設周辺堆砂状況調査
- 環境社会配慮調査

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 本邦招へい支援に係る直接経費（国内事業費）： 1, 330千円
  - 2) 現地再委託費（再委託費）： 41, 000千円
    - 土砂生産源調査/貯水池材料調査： 3, 000千円
    - ボーリング調査： 10, 000千円
    - 河川・地形測量： 10, 000千円
    - 河床材料調査： 3, 000千円
    - 濁水調査： 10, 000千円
    - 既存放流施設周辺堆砂状況調査： 4, 000千円
    - 環境社会配慮調査： 1, 000千円
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積ってください。
- 1) 本邦招へい支援にかかる業務： 1. 00MM
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
- 東京⇒ドバイ⇒チュニス（EK：エミレーツ航空）  
 東京⇒ドーハ⇒チュニス（QR：カタール航空）

### 【その他留意事項】

#### (1) 業務評価の試行実施

本調査においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評価要領の改正について（平成30年1月4日付国官技第187号）」に準じた業務成績評価を試行します。試行であるため評価結果は受注者に通知しません。

なお、JICAのコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施します（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html)）。

## 6. 貸与資料／公開資料等

### (1) 貸与資料

- メジエルダ川洪水対策事業にかかる案件実施促進調査（SAPI）ファイナル・レポート

連絡先：

中東・欧州部中東第一課 村田（[Murata.Kayo@jica.go.jp](mailto:Murata.Kayo@jica.go.jp)）

関口（[Sekiguchi.Takuya@jica.go.jp](mailto:Sekiguchi.Takuya@jica.go.jp)）

(2) 公開資料

➤ JICA 気候変動対策支援ツール (JICA, 2014)

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／流域総合土砂管理	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／流域総合土砂管理	( )	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： ダム堆砂対策計画／総合土砂管理</b>	(12)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	5	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： 河川構造物設計・積算・施工計画</b>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |   |      |                                |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 業務名称 | シディサレム多目的ダム流域総合土砂管理事業準備調査      |
| 2 | 対象国名 | チュニジア国                         |
| 3 | 履行期間 | 2000年00月00日から<br>2000年00月00日まで |
| 4 | 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)      |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 中東・欧州部中東第一課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

**【オプション1：部分払を設定する場合】**

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者



## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-